

死亡保険金・入院給付金などの 手続きとお支払い

ガイド GUIDE

このガイドの目的

死亡保険金や入院給付金など、
よりスムーズな手続きで、
お支払いできる保障をもらえなく請求いただくには、
お客さまにも手続きの流れや
お支払いに関する基本的なことがらを
ご理解いただくことが大切であると考え、
このガイドを作成しました。

ぜひ、ご一読ください!



もくじ



死亡保険金・入院給付金などのご請求手続き

- 1. ご請求手続きの流れ 2 ページ
- 2. 請求書類提出後の取扱い 4 ページ



保険金・給付金などを **もれなく** 請求いただくために

- 1. 入院給付金などを請求される場合 5 ページ
- 2. 死亡保険金などを請求される場合 6 ページ
- 3. 総合福祉団体定期保険以外に他の団体保険契約等がある場合 6 ページ



死亡保険金・入院給付金などを **お支払い** する場合 または **お支払いできない場合** の具体的な事例

- 事例1 入院給付金のお支払い【不慮の事故】 8 ページ
- 事例2 入院給付金のお支払い【免責事由】 9 ページ
- 事例3 入院給付金のお支払い【責任開始日】 10 ページ
- 事例4 入院給付金のお支払い【給付対象となる入院日数】 11 ページ
- 事例5 入院給付金のお支払い【支払限度日数／受傷後経過期間】 12 ページ
- 事例6 高度障害保険金のお支払い【高度障害状態】 13 ページ
- 事例7 死亡保険金のお支払い【告知義務違反による解除】 14 ページ



死亡保険金・入院給付金などのご請求手続き

1

ご請求手続きの流れ

ご契約者の事務担当の方は、被保険者が支払事由に該当した場合は、以下のように手続きいただくようお願いいたします。また、被保険者が支払事由に該当していながらご請求手続きが未了とならないように、よくご確認ください。

STEP 1 連絡いただく前に

- ①当社の保険契約をすべてご確認ください。
- ②当社からは、以下の内容を確認します。

死亡保険金の場合

- 保険証券の番号
- 死亡された方の被保険者番号（設定されている場合）
- 死亡された方の名前
- 死亡された日
- 死亡された原因（事故や病気など）
- 受取人の名前と連絡先
- 原因が事故の場合、死亡される前の入院の有無など

入院給付金の場合

- 保険証券の番号
- 入院された方の被保険者番号（設定されている場合）
- 入院された方の名前
- 入院の原因（事故内容など） ← 8ページの「事例1」参照
- 事故日 ← 10ページの「事例3」参照
- 入院日・退院日 ← 11ページの「事例4」参照
12ページの「事例5」参照
- など

STEP 2 当社にご連絡ください

- 当社の担当者までご連絡ください。詳しいご案内の後、請求に必要な書類をお届けします。



次ページへ

STEP 3 必要書類をご提出ください

請求内容例 主な必要書類	死亡保険金	入院給付金	今回の手続き	取寄せ方法など お問合わせの際のチェック にご利用ください。
当社所定の請求書	●	●		<ul style="list-style-type: none"> 当社から送付する請求書に、ご記入ください。 団体の事務担当の方の署名が必要です。
当社所定の診断書・証明書		●		当社から送付する診断書に、担当医の証明をもらってください。費用はお客さまのご負担となります。 ポイント
死亡診断書または死体検案書(写)	●			医師が発行し、市区町村役場に届け出る書類です。
受傷状況報告書(災害の場合)		●		当社から送付する用紙に、事故の状況をご記入ください。
メモ欄				

・上記に加えて、受取人の本人確認書類・戸籍謄本(全部事項証明書)が必要となる場合があります。

ポイント 簡易なお取扱いが可能です!

入院給付金だけの請求で、所定の基準を満たす場合、
「当社所定の診断書・証明書」に代えて、
医療機関発行の領収証などと受取人が記載する報告書による
簡易なお取扱いが可能です!
所定の基準については、当社の担当者までお問い合わせください。

- 受取人が契約者の場合の取扱い
 - 被保険者またはその遺族（死亡退職金または弔慰金等の受給者）が請求内容を了知（自署・押印）されていることが必要です。
- 手続きの内容によって、記載以外の書類の提出をお願いすること、または記載している書類の一部を省略できることがあります。

記載以外の書類の提出をお願いする場合の例

別途、契約書類などで必要書類を定めている場合

- 在籍証明書

なお、保険金などの請求書や診断書は、請求内容ごとに異なり、それぞれに必要な書類を提出していただく必要があります。

請求書が異なる場合の例

障害給付金と入院給付金を請求する場合は、それぞれに請求書が必要となります。

- 保険金などをまったくお支払いできなかった場合で、所定の基準を満たすときは、診断書原本一通につき、一律5,500円をお支払いします。

2 請求書類提出後の取扱い

- 約款の内容にしたがい、死亡保険金・入院給付金などをお支払いします。
お支払いにあたっては、指定口座へ送金するとともに、支払内容の明細を郵送します。
- お支払いの可否判断にあたって、事実の確認（治療の経過・内容、障害の状態、事故の状況などについて、受取人・医療機関・捜査機関などへ確認すること）をする場合があります。事実の確認が終了し保険金などの取扱いが決まり次第、すみやかに手続きします。





保険金・給付金などを

もれなく請求いただくために



当社の保険契約をすべてご確認ください！

病気や不慮の事故によって、以下のような例に該当する可能性があると思われる場合には、傷病名・障害状態などを確認のうえ、当社の担当者までご連絡ください。

なお、代表的な例を記載していますので、ご加入の契約や特約が以下に記載されていない場合は、約款をご確認ください。

- 被保険者が複数の契約に加入していることがありますので、それぞれの契約についてご確認ください。
- 被保険者ご本人だけでなく、その家族(配偶者、お子さま)を保障する契約についてもお支払いの対象となる特約が付加されていることがありますので、請求のもれがないようご注意ください。

1

入院給付金などを請求される場合

1 不慮の事故によって所定の障害状態になった場合

不慮の事故によって

片眼が見えなくなった

片耳が聞こえなくなった

手足または指を切断した

半身が完全に麻痺してしまった

などの障害状態となった

総合福祉団体定期保険災害総合保障特約が付加されている場合、障害給付金のお支払いの対象となる可能性がありますので、当社の担当者までご連絡ください。

2 所定の高度障害状態になった場合

両眼が見えなくなった

両腕を切断した

下半身が完全に麻痺してしまった

喉頭全摘出術を行った

寝たきりになった

などの高度障害状態となった

高度障害保険金のお支払いの対象となる可能性がありますので、当社の担当者までご連絡ください。

2 死亡保険金などを請求される場合

3 入院をしていた場合

死亡する前に
入院
をしていた

総合福祉団体定期保険災害総合保障特約を付加されている場合、不慮の事故によって5日以上入院されていれば、お支払いの対象となる可能性がありますので当社の担当者までご連絡ください。

4 所定の高度障害状態になっていた場合

死亡する前に
所定の高度障害状態
になっていた

死亡する前に高度障害状態となっていた場合、保険金額や保険料の取扱いが死亡のときと異なる場合がありますので、当社の担当者までご連絡ください。

3 総合福祉団体定期保険以外に他の団体保険契約等がある場合

総合福祉団体定期保険以外の当社の主な団体保険商品・特約と保障の対象となる保険金・給付金を記載しています。請求もれがないようにご確認ください。

商 品	主契約および主な特約	死亡保険金	災害保険金	高度障害保険金	災害高度障害保険金	3大疾病保険金	入院給付金(災害)	入院給付金(疾病)	入院保障充実給付金	障害給付金	治療給付金
団 体 定 期 保 険	主契約	○		○							
	団体定期保険災害保障特約		○				○			○	
	団体定期保険災害割増特約		○		○						
	団体定期保険傷害特約		○							○	
	団体定期保険交通災害特約(交通事故によるもの)		○				○			○	
	団体定期保険入院保障特約						○	○	○		
無配当団体定期保険	主契約	○		○							
	団体定期保険災害割増特約		○		○						
	団体定期保険傷害特約		○							○	
	団体定期保険入院保障特約						○	○	○		
団体3大疾病保障保険	主契約					○					
	団体3大疾病保障保険企業サポート特約					○					
医療保障保険(団体型)	主契約	○					○	○			○ (注1)
団体信用生命保険	主契約	○		○							
	団体信用生命保険3大疾病保障特約					○					

※ご契約の内容等によっては、お支払いの対象とならないことがあります。
お支払事由等の詳細は、各商品の「ご契約のしおり(定款・約款)」をご確認ください。

※特約については、付加されている場合のみお支払いの対象となります。

※上記以外の団体保険商品および特約につきましては、当社の担当者までお問い合わせください。

※団体定期保険交通災害特約の保障対象となる保険金・給付金の正式名称は、「交通災害保険金」「交通障害給付金」「交通入院給付金」です。

(注1) 治療給付率が設定されている場合のみ。



死亡保険金・入院給付金などを お支払いする場合または お支払いできない場合の 具体的な事例

死亡保険金・入院給付金などのお支払いにはいくつかの条件があり、保険種類や加入時期などによっても取扱いが異なる場合がありますので、詳細については、お手元の保険証券や約款をご確認ください。

死亡保険金・入院給付金などを
お支払いする場合またはお支払いできない場合を理解していただくために、よくある具体的事例を参考として次ページ以降に掲載しています。
(すべての事例を網羅しているものではありません。)



事例 1

入院給付金のお支払い【不慮の事故】

対象	ケガ(不慮の事故による傷害)による入院の保障
	・総合福祉団体定期保険災害総合保障特約

入院給付金は、入院の原因が約款に定める不慮の事故に該当する場合に支払われます。

お支払いする場合

自転車で走行中に転倒し、ひざ関節を痛めたため、入院治療を受けた場合

約款で定める「対象となる不慮の事故」に該当しますので、お支払いします。

お支払いできない場合

これといった外因もなくひざ関節に痛みが出てきたため、通院治療を続けていたが、なかなか良くならないので入院して手術などの治療を受けた場合



解説

「対象となる不慮の事故」とは、急激かつ偶発的な外来の事故をいいます。
なお、上の例のように約款に定める「対象となる不慮の事故」を原因としない入院は入院給付金をお支払いできません。

入院給付金のお支払い【免責事由】

対象	ケガ(不慮の事故による傷害)による入院の保障
	・総合福祉団体定期保険災害総合保障特約

入院給付金は、約款に定める免責事由に該当しない場合に支払われます。免責事由は、契約内容によって異なります。

お支払いする場合

被保険者の不注意

被保険者が**自転車**で**脇見運転中**に、誤って道路脇の用水路に転落して腰の骨を骨折し、入院した場合

軽度の酒酔い状態での事故

酒に酔っていたが、横断歩道を通常に歩行していて、走行してきた自動車にはねられて入院した場合

いずれも、約款に定める免責事由に該当しませんので、お支払いします。

お支払いできない場合

被保険者の重大な過失

被保険者が自動車を運転し、**危険であることを認識できる状況で高速道路を逆走**して対向車と衝突し、入院した場合

泥酔状態を原因とする事故

泥酔して道路上で寝込んでいるところを自動車にはねられて入院した場合

酒気帯び運転中の事故

法令に定める**酒気帯び状態で自動車を運転中**に交通事故で入院した場合

無免許運転中の事故

無免許で自動車を運転している間に交通事故を起こし、入院した場合

いずれも、約款に定める免責事由に該当するため、お支払いできません。

解説

約款で、入院給付金をお支払いできない場合(免責事由)を定めており、そのいずれかに該当するときには、入院給付金をお支払いできません。

《上記以外の免責事由の例》

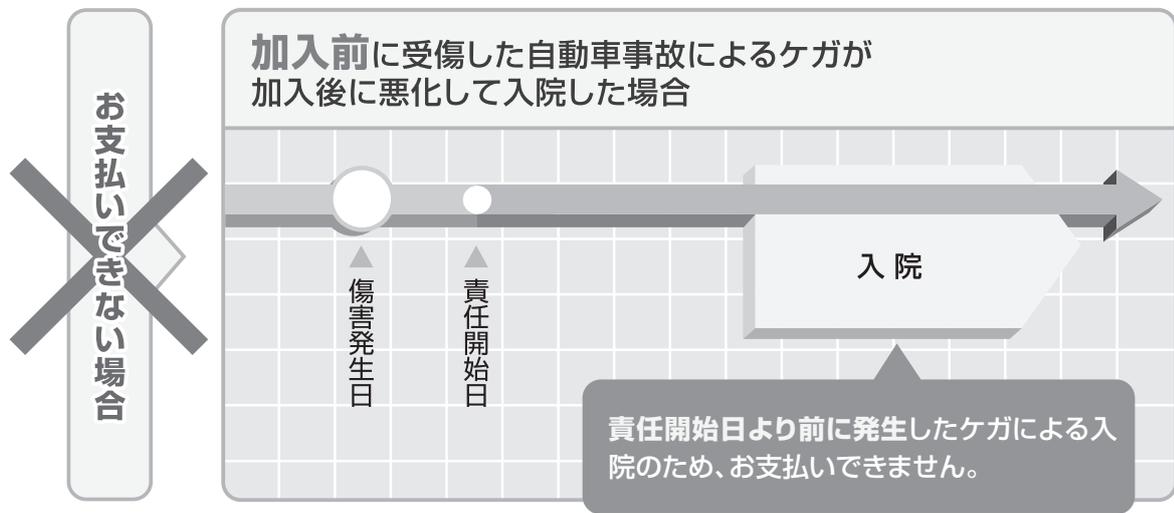
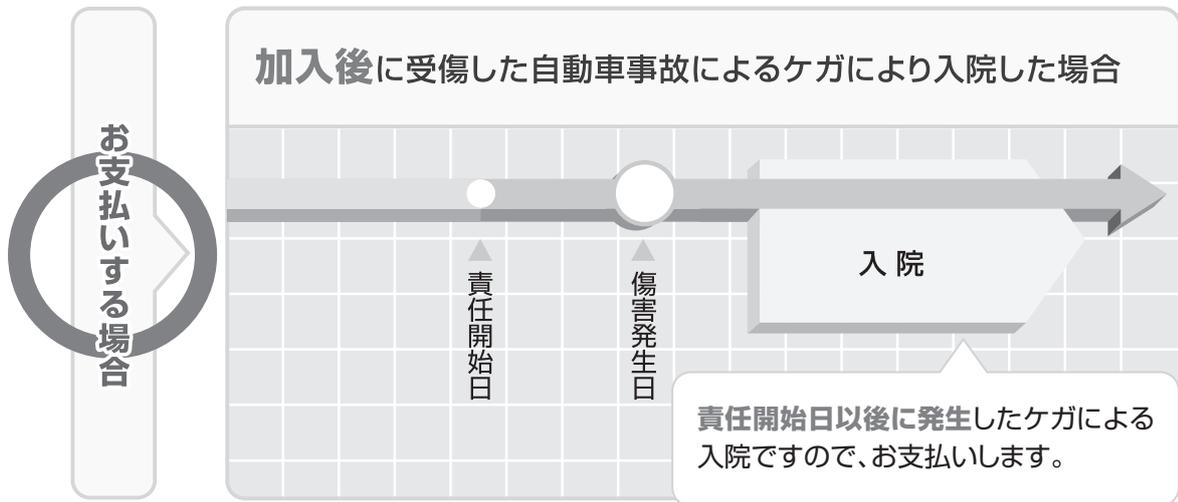
- ・保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- ・受取人の故意または重大な過失(その者が一部の受取人のときは、残額は支払われます)
- ・被保険者の犯罪行為
- ・被保険者の精神障害の状態を原因とする場合
- ・地震、噴火または津波によるとき、戦争その他の変乱によるとき

事例 3

入院給付金のお支払い【責任開始日】

対象	ケガ(不慮の事故による傷害)による入院の保障
	・総合福祉団体定期保険災害総合保障特約

入院給付金は、入院の原因となるケガの発生日が責任開始日以後の場合に支払われます。



解説 入院給付金は、責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害を原因とする場合に支払対象となります。したがって、責任開始日より前に発生した不慮の事故による傷害を原因とする場合には、お支払いできません。

事例 4

入院給付金のお支払い【給付対象となる入院日数】

対象	ケガ(不慮の事故による傷害)による入院の保障
	・総合福祉団体定期保険災害総合保障特約

入院給付金は、約款に定める給付対象日数を満たしている場合に支払われます。

お支払いする場合

ケガによって、**6日間入院**した場合

1日目 2日目 3日目 入院 4日目 5日目 6日目

5日以上入院に対して入院初日からお支払いする特約ですので、6日分をお支払いします。

お支払いできない場合

ケガによって、**4日間入院**した場合

1日目 入院 2日目 3日目 4日目

5日未満入院のため、お支払いできません。

解説

約款に定める給付対象日数に満たない入院については、入院給付金をお支払いできません。

事例 5

入院給付金のお支払い【支払限度日数/受傷後経過期間】

対象	ケガ(不慮の事故による傷害)による入院の保障
	・総合福祉団体定期保険災害総合保障特約

入院給付金は、「事故の日から180日以内に開始」した入院について、「同一の事故について120日」を限度として支払われます。

お支払いする場合

事故によるケガで**90日間**入院し、事故の日から数えて**180日以内**に再び同じ事故を原因として**30日間**の入院を開始した場合

90日分お支払いします。

2回目の入院は1回目と通算しますが、**支払限度日数(120日)**に達していませんので、30日分お支払いします。

お支払いできない場合

事故によるケガで**150日間**入院し、再び同じ事故を原因として**10日間**の入院を開始した場合

120日分(支払限度日数まで)お支払いします。

2回目の入院は1回目と通算します。その結果、**支払限度日数(120日)**を超過するため、お支払いできません。

お支払いできない場合

事故によるケガで**30日間**入院し、事故の日から数えて**180日経過後**に再び同じ事故を原因として**10日間**の入院を開始した場合

30日分お支払いします。

2回目の入院は事故の日から**180日経過後**の入院であるため、お支払いできません。

解説

同じ不慮の事故による入院に対して支払われる限度日数が「120日」と定められているため、その日数をこえた入院については、入院給付金をお支払いできません。
 同じ不慮の事故で2回以上の入院をした場合、事故の日から数えて180日以内に開始した入院については、入院日数を合算します。

高度障害保険金は、約款に定める高度障害状態の場合に支払われます。

お支払いする場合

契約加入後に発病した「**脊髄小脳変性症**」によって全身の機能が低下し、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服の着脱・起居・歩行・入浴のすべてにおいて、**自力では全く不可能で、かつ回復の見込みがない場合**

終身常に介護を要する状態に該当しますので、お支払いします。



お支払いできない場合

「**脳梗塞**」の後遺症として半身の麻痺が生じ、入浴や排泄の後始末、歩行については、いずれも自力で不可能ではあるものの、**もう片方の半身は正常に動くため、食物の摂取や衣服の着脱、起居は自力で行える場合**

終身常に介護を要する状態に該当しないため、お支払いできません。

解説

高度障害保険金は、責任開始日以後に発生した疾病または不慮の事故による傷害を原因として約款所定の高度障害状態に該当し、かつ回復の見込みがないときにお支払いします。したがって、約款所定の高度障害状態に該当しない場合、または回復の見込みがある場合にはお支払いできません。

なお、高度障害保険金の支払対象となる状態は、身体障害者福祉法に定める状態とは異なります。国の法律である身体障害者福祉法では、例えば、以下のような場合に身体障害者等級の第1級に該当しますが、約款所定の高度障害状態の要件には該当しないため、お支払いできません。

- 心臓の機能の障害により、ペースメーカーを埋め込み、自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
- 腎臓の機能の障害により、自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの（人工透析療法など）

死亡保険金のお支払い【告知義務違反による解除】

契約加入の際に、事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、該当の被保険者について、告知義務違反のため解除となり、死亡保険金のお支払いができません。

お支払いする場合

契約加入前に「肝炎」で入院し、正常勤務していなかったことについて、告知書で**正しく告知せず**に加入したが、加入半年後に「肝炎」とは**因果関係のない「胃がん」**で死亡した場合

告知義務違反の対象となった事実と、死因との間に、**因果関係がない**ため、死亡保険金をお支払いします。



お支払いできない場合

契約加入前に「肝炎」で入院し、正常勤務していなかったことについて、告知書で**正しく告知せず**に加入し、加入半年後に「肝炎」を**原因とする「肝がん」**で死亡した場合

告知義務違反のため、該当の被保険者について解除となり、死亡保険金はお支払いできません。

解説

契約に加入する際には、正確に告知いただく必要がありますが、故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、該当の被保険者について解除となり、死亡保険金はお支払いできません。ただし、告知義務違反の対象となった事実と請求原因との間に、因果関係が認められない場合には、死亡保険金をお支払いします。

ご注意 告知は所定の告知書などで正確に行ってください！

生命保険会社の職員は告知をお受けする権限がないため、生命保険会社の職員に口頭で話ただけでは告知したことはありません。

ご注意 詐欺行為、保険金などの不法取得目的または重大事由があった場合

- ① 契約に際して詐欺行為や保険金などの不法取得目的があった場合には、契約は取消し・無効となり保険金などはお支払いできず、すでに払い込まれた保険料もお返ししません。
- ② 契約後、「保険金などをだましとる目的で事故を起こした」などの重大事由があった場合には、契約は解除となり、保険金などはお支払いできません。
- ③ 上記①、②の取扱いについては、ご契約者が該当した場合は契約全体が取消し・無効または解除となり、被保険者または保険金などの受取人が該当した場合は契約のその被保険者に対する部分が取消し・無効または解除となります。